

平成30年(2018年)10月5日
厚生委員会資料
健康福祉部文化・スポーツ担当

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの運営等について

現鷺宮体育館については、平成31年4月1日から鷺宮スポーツ・コミュニティプラザとして運営を開始する予定であり、移行後の運営等については次のとおりとする。

1 運営方法の変更について

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例に基づき、鷺宮体育館を鷺宮スポーツ・コミュニティプラザへ移行する。移行に当たっての主な変更点は、「別紙1」のとおり。

(参照) 「別紙1」鷺宮スポーツ・コミュニティプラザにおける運営の変更点

2 今後の予定

平成30年11月18・21日 利用者説明会(会場:鷺宮区民活動センター)

平成31年 1月21～31日 団体会員抽選申込み開始(4月利用分)

4月 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ開設

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザにおける運営の変更点

1 地域スポーツクラブ会員制度の導入

現行（鷺宮体育館）	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ移行後
制度なし	地域スポーツクラブ会員要件・手数料 【個人会員】 区民（注1） 手数料：500円（1年間有効） 【団体会員】 5人以上で構成し、半数以上が区民の団体 手数料：1,000円（1年間有効）

（注1）区民：区内在住・在勤・在学者

※手数料の額については、条例で規定済み

2 施設使用申請期間の変更

現行（鷺宮体育館）	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ移行後
【区民の団体、区民等の団体】 主競技場「使用日の月の7か月前の月の21日から月末まで」（抽選） 軽体操室等「使用日の月の3か月前の21日から月末まで」（抽選） 【一般の団体】 「使用日の月の2か月前の初日から」（先着順）	【団体会員】 全室場「使用日の月の3か月前の21日から月末まで」（抽選） 【一般団体】 「使用日の月の2か月前の20日から」（先着順）

3 施設使用料の減免

現行（鷺宮体育館）	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ移行後
【5割減免】 ①区立学校以外の区内の学校が学校行事で使用するとき ②社会教育団体が大会等で使用するとき 【3割減免】 ①公益法人及び公共的団体が公共的行事として使用するとき ②国または地方公共団体が所管事業で使用するとき	【免除】 ①区（注2）が区民を対象とした事業を実施するとき ②区立中学校の部活動を単位とする団体が使用するとき 【7割5分減免】 社会教育団体が大会等で使用するとき 【5割減免】 地域スポーツクラブ会員が使用するとき

（注2）区：教育委員会を含む

4 公認クラブの公募

現行（鷺宮体育館）	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ移行後
制度なし	公認クラブの認定は、地域スポーツクラブ理事会在承認する。 公認クラブは、優先的に施設を使用することができる。

5 地域スポーツクラブ運営委員会の設置

現行（鷺宮体育館）	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ移行後
制度なし	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザを活動拠点として地域スポーツクラブ事業の実施に係る提案や区民ニーズの把握等を目的として運営委員会を設置する。運営委員は、地域スポーツクラブ会員の者のうちから区長が委嘱する。

※ 施設の申込み方法については、鷺宮体育館は既に施設予約システムによる申込みを行っているため、変更なし